

令和7年氷川町農業委員会第6回総会議事録

1. 開催日時：令和7年6月10日（火） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：12名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 欠	12番 欠
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：10名

1番 片山 一哉	2番 本田 信義	3番 宮本 一夫
4番 田中 幸喜	5番 中川 正人	6番 増住 公成
7番 欠	8番 有田 達也	9番 欠
10番 鉄島 敬一	11番 松田 継司	12番 欠
13番 本田 進		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

(2) 農地への地目変更について

日程5. 議案審議

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第23号 農用地利用集積促進等計画書（所有権移転）について

議案第24号 農用地利用集積促進等計画書（利用権設定）について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 田中 宏幸

会計年度任用職員 福田 涼子

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和7年氷川町農業委員会第6回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、9番、井副委員、10番、本山委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告(1)について事務局より説明願います。

上田主事 報告(1)の説明をいたします。1ページをご覧ください。報告(1)は賃料が設定してある有料の貸し借りの合意解約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。次に、報告(2)について事務局より説明願います。

田中係長 2ページをご覧ください。

申出人の住所氏名、物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申出内容については、地目変更登記を行い、農地として利用し、土地改良の給水を利用するための申し出となります。

申出物件は、地目が雑種地になっており、現在では、いも・スイカ等を耕作されており、農地(畑)として利用されています。農地への変更は、許可要件ではなく、耕作できるような状態にし、農業委員等で確認を行い、農地である証明の発行を行うことにより、地目変更登記ができます。

5月12日(月)9:00から増住推進委員さんと現地確認を行い、農地(畑)であることを確認しました。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第 22 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程します。案件は 2 件です。

はじめに、番号 1 について事務局より説明願います。

田中係長 議案第 22 号、1 番についてご説明します。

3 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、新幹線を挟み両側にある農地で、売買による所有権移転の許可申請です。

当該農地の所有者は県外在住で帰郷の予定はありません。今までは、地元の方が管理及び耕作されていましたが、財産処分を考えられており、今回、譲受人と所有権移転をすることに合意され申請されました。

譲受人は、新規就農で農業をされており、今回取得される農地には、水稻を予定されています。

譲受人は取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われる、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を前田推進委員より願います。

田中係長 前田推進委員が急用で欠席のため、事務局が代わってご報告いたします。

6 月 3 日午後 3 時 30 分より、申請者立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で報告を終わります。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第 22 号、番号 1 について採決します。

許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、番号 2 について事務局より説明願います。

田中係長 議案第 22 号、2 番についてご説明します。

4 ページをご覧ください。申請人の住所氏名、申請物件等は、お手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区、国道 3 号線東側にある農地で、売買による所有権移転の許可申請です。

当該農地の所有者は県外在住で帰郷の予定はありません。今までは、地元の耕作者に管理をお願いされていましたが、高齢により管理ができない状況で、当該農地の処分を考えられていました。

申請地の隣接は、譲受人が管理及び耕作されており、今回、譲渡人から申し出があり売買による所有権移転をすることに合意され申請されました。

譲受人は、農業をされており、今回取得される農地には、「はっさく」が植えられており、防除されていないため、病気等が入り収穫できない状況であるため、取得後は、「ネーブル」を植える計画をされています。

譲受人は取得後も農地を効率的に管理・利用されると思われ、許可要件を満たしていると思われ。

以上で説明を終わります。

永田議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので、報告を片山推進委員よりお願いします。

片山推進委員 　　6 月 3 日午後 2 時 50 分より、申請者立会いのもと現地を確認いたしました。

申請地及び譲受人は、許可要件を満たしていると思われ。

以上で報告を終わります。

永田議長 　　ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありますか。

(異議なし)

永田議長 　　ないようですので議案第 22 号番号 2 について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 　　全員賛成です。よって本案は原案の通り決定いたします。次に、議案第 23 号農用地利用集積促進等計画書(所有権移転)について上程します。事務局より説明願います。

田中係長 　　議案第 23 号についてご説明します。資料は、5 ページをご覧ください。

今月の契約は、2 件で、公社からの売り渡しです。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農用地、10 a あたりの金額および対価などは資料をご確認ください。

以上で説明を終わります。

永田議長 　ただいま事務局より説明がありましたが何かご意見ありませんか。

（意見なし）

永田議長 　異議もないようですので議案第 23 号については、機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき、熊本県農業公社へ計画策定の要請を行います。次に議案第 24 号農用地利用集積促進等計画書（利用権設定）について上程します。事務局より説明願います。

上田主事 　議案第 24 号についてご説明します。6 ページ、7 ページをご覧ください。この案件は農業公社を通した農地バンクの案件です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長 　ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長 　異議もないようですので、議案第 24 号については機構法第 18 条第 11 項の規定に基づき熊本県農業公社へ計画作成の要請を行います。

以上で本日の議案審議は終了です。

委員の皆さまから質問等はありませんか。

（質問なし）

永田議長 　それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願いします。

坂梨事務局長 　―＜連絡事項について説明＞―

井副副会長 　それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これをもちまして総会を閉会します。

（午後 2 時 45 分閉会）

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)